

飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程

(平成12年3月1日告示第26号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに飯能市契約規則（平成12年規則第1号。以下「規則」という。）第2条の規定により、本市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 建設工事の請負の契約
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約
- (3) 道路、河川、公園、広場、下水道等の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の委託の契約

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 本市内に住所を有する業者（建設工事の請負にあつては、本市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する業者）をいう。
- (2) 市外業者 市内業者以外の業者をいう。
- (3) 新規申請 飯能市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない者が、競争入札の参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を新たに受けようとする場合の申請をいう。
- (4) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が、資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (5) 追加申請 資格者名簿に登載されている者が、資格者名簿に登載されていない業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請を

いう。

(6) 資格審査基準日 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日をいう。

ア 建設工事の請負に係る資格審査の場合 資格審査の申請時において有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日

イ 建設工事の請負以外の資格審査の場合 資格審査の申請時において直近の決算日

(7) 埼玉県電子入札システム 埼玉県と埼玉県内の市町村が電子入札のため共同運営する電子システムをいう。

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第5項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

3 建設工事の請負において、資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

(1) 建設業法第3条第1項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けていないとき。

(2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。

4 測量業務について資格者名簿に登載された者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

5 建築関連コンサルタント業務について資格者名簿に登載された者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

- 6 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、次条第5項各号のいずれかに該当する者がいるときは、当該経常建設共同企業体は競争入札に参加することができない。
- 7 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、当該名簿に登載された業種について第3項各号のいずれかに該当する者がいるときは、当該経常建設共同企業体は当該業種に係る競争入札に参加することができない。

(建設工事の請負に係る資格審査の実施)

第4条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、毎年度1回以上、市長が定める時期に実施するものとする。ただし、経常建設共同企業体に係る新規申請の資格審査は、毎年度1回実施するものとする。

- 2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。
- 3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、市長が別に定める。
- 4 建設工事の請負に係る資格審査は、業種ごとに行うものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 規則第3条の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 第13条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

- 6 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 許可を受けていない業種

(2) 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種

- 7 資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。

(1) 資格審査を受けた業種を他の業種に変更しようとするとき。

- (2) 資格審査を受けた業種について、再度資格審査（更新申請に係るものを除く。）を受けようとするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定めるとき。
- 8 建設工事の請負に係る資格審査を受けることができる業種の数、主たる営業所及び代理人を置く営業所に係るものを合わせて5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることができない。

(建設工事の請負以外に係る資格審査の実施)

第5条 設計・調査・測量に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量及びその他の業務ごとに行うものとする。

- 2 測量業者登録を受けていない者は、測量業務の資格審査を受けることができない。
- 3 建築士事務所登録を受けていない者は、建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。
- 4 前条第1項本文、第2項、第3項、第5項及び第7項の規定は、建設工事の請負以外に係る資格審査に準用する。

(資格審査申請)

第6条 新規申請をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

申請の区分	書類
建設工事の請負	申請地方公共団体申請書 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報） 建設工事請負共通情報 建設工事請負個別情報 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体として入札参加資格申請をする場合に限

	る。)
設計・調査・測量	申請地方公共団体申請書 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報） 設計・調査・測量共通情報 設計・調査・測量個別情報
土木施設維持管理	申請地方公共団体申請書 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報） 土木施設維持管理共通情報 土木施設維持管理個別情報

2 前項に規定する書類の様式は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年埼玉県告示第1108号）に規定する書類の様式の例による。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該書類の様式を別に定めることができるものとする。

3 新規申請をしようとする者が埼玉県電子入札共同システムに登録されている場合においては、次項の規定による方法で申請しなければならない。

4 更新申請をしようとする者は、申請の区分に応じ、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。

5 第1項及び前2項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建設工事の請負の場合

ア 登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（法人の場合に限る。）

イ 法人番号指定通知書の写し（法人の場合に限る。）

ウ 身分（元）証明書の写し（個人の場合に限る。）

エ 建設業の許可通知書又は許可証明書の写し

オ 経営事項審査結果通知書の写し

カ 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し（加入している場合に限る。）

キ 役員名簿及び組合員名簿（中小企業等協同組合等の場合に限る。）

- ク 建設業の許可申請書の表書及び同申請書別表（営業所一覧）の写し
 - ケ 直前2年の各決算期の完成工事高
 - コ 工事経歴書
 - サ 監理技術者資格者名簿及び監理技術者の証明書の写し
 - シ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（個人の場合に限る。）
 - ス 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（法人の場合に限る。）
 - セ 市税の納税証明書の写し（未納の額がないことが確認できるものに限る。以下同じ。）（市内事業者である場合に限る。）
 - ソ 委任状（代理人を置く場合又は代理申請をする場合に限る。）
 - タ 使用印鑑届
 - チ ISO認証取得登録証の写し（認証取得している場合に限る。）
 - ツ 申請日現在有効な資格通知書の写し及び資格証明書の写し
 - テ 官公需適格組合証明書及び5以内の組合員の経営事項審査結果通知書の写し並びに官公需適格組合資格審査数値計算表（官公需適格組合が申請する場合に限る。）
 - ト 成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（個人の場合に限る。）
 - ナ 障害者雇用状況報告書の写し（報告義務がある場合に限る。）
 - ニ 障害者雇用の証明書の原本（障害者を雇用している事業者であり、障害者の雇用状況について報告義務がない場合に限る。）
 - ヌ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入確認資料
 - ネ その他市長が必要と認める書類
- (2) 設計・調査・測量の場合
- ア 登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（法人の場合に限る。）
 - イ 法人番号指定通知書の写し（法人の場合に限る。）
 - ウ 身分（元）証明書の写し（個人の場合に限る。）
 - エ 申請日現在有効な登録通知書又は登録証明書の写し
 - オ 役員名簿及び組合員名簿（中小企業等協同組合等の場合に限る。）

- カ 営業所一覧表
 - キ 直前2年の各決算期の業務実績高
 - ク 業務経歴書
 - ケ 技術職員名簿
 - コ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（個人の場合に限る。）
 - サ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（法人の場合に限る。）
 - シ 市税の納税証明書の写し（市内事業者である場合に限る。）
 - ス 委任状（代理人を置く場合又は代理申請をする場合に限る。）
 - セ 使用印鑑届
 - ソ ISO認証取得登録証の写し（認証取得している場合に限る。）
 - タ 成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（個人の場合に限る。）
 - チ 障害者雇用状況報告書の写し（報告義務がある場合に限る。）
 - ツ 障害者雇用の証明書の原本（障害者を雇用している事業者であり、障害者の雇用状況について報告義務がない場合に限る。）
 - テ その他市長が必要と認める書類
- (3) 土木施設維持管理の場合
- ア 登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（法人の場合に限る。）
 - イ 法人番号指定通知書の写し（法人の場合に限る。）
 - ウ 身分（元）証明書の写し（個人の場合に限る。）
 - エ 役員名簿及び組合員名簿（中小企業等協同組合等の場合に限る。）
 - オ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（個人の場合に限る。）
 - カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（法人の場合に限る。）
 - キ 市税の納税証明書の写し（市内事業者である場合に限る。）
 - ク 委任状（代理人を置く場合又は代理申請をする場合に限る。）
 - ケ 使用印鑑届

- コ ISO認証取得登録証の写し（認証取得している場合に限る。）
- サ 成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（個人の場合に限る。）
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（報告義務がある場合に限る。）
- ス 障害者雇用の証明書の原本（障害者を雇用している事業者であり、障害者の雇用状況について報告義務がない場合に限る。）
- セ その他市長が必要と認める書類
(代理人)

第7条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の請負に係る代理人

- ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。
- イ 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。
- ウ 主たる営業所において許可を受けていない業種については、許可を受けている営業所に置くこと。

(2) 設計・調査・測量に係る代理人

- ア 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とすること。
- イ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。
- ウ 測量業務については資格審査を受けようとする場合において、本店において測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。
- エ 建設関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。
- オ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

(3) 土木施設維持管理に係る代理人

代理人の数は、1人とする。

(資格審査及び格付)

第8条 建設工事の請負のうち土木工事業及び建築工事業については、当該建設業者の経営状況に関する客観的事項、工事の施工成績等を審査し、A級、B級、C級及びD級の4級に区分して格付を行うものとする。

2 建設工事の請負以外については、次に掲げる項目を審査するものとする。

- (1) 市長が別に定める日の直前2年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高
- (2) 市長が別に定める日における自己資本額
- (3) 市長が別に定める日における職員数

(資格者名簿への登載等)

第9条 市長は、前条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

2 市長は、第16条第6項の規定により、既に資格者名簿に登載されている者が同一の業種について構成員となる経常建設共同企業体を資格者名簿に登載するときは、先にした登載は、取り消すものとする。

(参加資格の有効期間)

第10条 新規申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日（以下「登載日」という。）から当該登載日の前日において資格者名簿に登載された者の参加資格の有効期間の末日までとする。

2 更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、登載日から起算して2年間とする。

(変更等の届出)

第11条 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項について変更（代理人の新設を含む。以下同じ。）があったときは、直ちに、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に届け出るとともに、関係書類を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所（建設工事の請負にあつては、主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
 - (3) 法人の代表者
 - (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名（前号に該当する場合を除く。）
 - (5) 代理人
 - (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
 - (7) 代理人の役職名又は氏名（前号に該当する場合を除く。）
 - (8) 代表者印又は代理人使用印
 - (9) 許可番号又は許可区分
 - (10) 許可若しくは登録（測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。）の有無、許可業種又は登録部門
 - (11) 建設業労働災害防止協会への加入の有無
 - (12) 中小企業等協同組合等にあつてはその役員又は組合員（資格者名簿に登載されている者に限る。）
 - (13) 市外業者の市内に所在する営業所の有無
- 2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合にあつては、死亡した者の相続人（法人にあつては、解散した当該法人の清算人）がこれを行う。
- (1) 第4条第5項第1号に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人ににあつては、解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
 - (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開

始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき、又は更生計画の認可がなされたとき。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき、又は再生計画の認可がなされたとき。

(参加資格の再審査)

第12条 第4条第7項の規定にかかわらず、相続、合併、分割又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、営業の一切を継承した日から90日以内に市長に提出しなければならない。

2 第4条第7項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

3 市長は、前項による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。

(資格者名簿からの抹消)

第13条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第5項の各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあっては、解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する競売等妨害又は同条第2項に規定する談合の容疑により逮捕され、又は逮捕

を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。

- 2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。
 - (1) 第11条（第2項第1号、第2号及び第5号に係るものを除く。）の規定による届出を怠ったとき。
 - (2) 資格審査申請書、第11条の規定による届出書、第12条の規定による申請書、第16条第4項の規定による申請書又はそれぞれの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
- 3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。
 - (1) 建設工事の請負にあつては、当該名簿に登載されている業種についての許可を受けていない者となつてから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき。
 - (2) 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。
 - (3) 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。
 - (4) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。
- 4 市長は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その経常建設共同企業体を当該名簿から抹消するものとする。
 - (1) 第1項又は第2項の規定により抹消されたとき。
 - (2) 市外業者となつたとき。
- 5 市長は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が、次の各号のいずれかに該当するときは、その経常建設共同企業体を当該業種について当該名簿から抹消するものとする。
 - (1) 資格者名簿に登載されている業種について、その構成員が第3項の規定により当該名簿から抹消されたとき。
 - (2) 資格者名簿に登載されている業種について、経常建設共同企業体が当

該名簿からの抹消を申し出たとき。

- (3) 資格者名簿に登載されている業種について、構成員の級別格付が同級又は1級差でなくなったとき。

(建設工事の請負に係る請負対象額)

第14条 建設工事の請負に係る競争入札に参加することができる者は、次の表の右欄に掲げる建設工事の請負対象額に応じ、それぞれ左欄に掲げる級の区分に格付された者とする。

級の 区分	請負対象額		
	土木工事	建築工事	その他の工事
A級	4,000万円以上	5,000万円以上	その都度市長が定める額
B級	2,000万円以上 4,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	その都度市長が定める額
C級	500万円以上 2,000万円未満	500万円以上 2,000万円未満	その都度市長が定める額
D級	500万円未満	500万円未満	その都度市長が定める額

2 前項の規定にかかわらず、市外業者については、工事の施工上必要があるときは、次に掲げるところにより競争入札に参加させることができるものとする。

- (1) A級に格付された者を参加させるべき建設工事にあつては、B級に格付された者
- (2) B級に格付された者を参加させるべき建設工事にあつては、A級又はB級に格付された者
- (3) C級に格付された者を参加させるべき建設工事にあつては、B級又はD級に格付された者
- (4) D級に格付された者を参加させるべき建設工事にあつては、C級に格付された者

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特別の技術を要する建設工事を発注するとき。
- (2) 緊急を要する災害復旧工事を発注するとき。

- (3) 単価契約による建設工事を発注するとき。
- (4) 市内業者を指名競争入札に参加させるとき。
- (5) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(官公需適格組合)

第15条 建設工事の請負にあつては、官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等は、資格審査申請書に第6条第2項に定める書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 官公需適格組合証明書の写し
- (2) 5以内の組合員の経営事項審査結果通知書の写し
- (3) 官公需適格組合資格審査数値計算表(様式第1号)

(経常建設共同企業体)

第16条 経常建設共同企業体は、次に掲げる要件をすべて満たす場合でなければ資格審査を受けることができないものとする。

- (1) 構成員のすべてが県内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 構成員の数が3以内であること。
- (3) 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが資格者名簿に登載されていること。
- (4) 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが3年以上の営業年数、元請としての実績及び技術者を有すること。
- (5) 資格審査を受けようとする業種について、構成員の級別格付が同級又は1級差であること。
- (6) 資格審査を受けようとする業種について、経常建設共同企業体としての級別格付が、構成員各個の格付より上位となること。
- (7) 構成員の全てが中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する要件を満たす企業であること。
- (8) 出資比率は、構成員が2社の場合はそのすべてが30パーセント以上であり、構成員が3社の場合はそのすべてが20パーセント以上であること。

2 構成員は、同一の業種について他の経常建設共同企業体の構成員になれな

いものとする。

- 3 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員になれないものとする。
- 4 資格審査を受けようとする経常建設共同企業体は、次に掲げる書類を添えて経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第2号）を市長が別に定める期間内に提出しなければならない。
 - (1) 経常建設共同企業体協定書（様式第3号）
 - (2) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第4号）
 - (3) 委任状（様式第5号）
- 5 第4条第1項、第2項及び第3項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条並びに第14条の規定は、経常建設共同企業体について準用する。
- 6 前項の規定により準用される第9条第1項の規定により資格者名簿に登載される経常建設共同企業体については、その登載される時に、同一の業種について既にされている構成員の資格者名簿への登載は、取り消されるものとする。

（特定建設工事共同企業体）

- 第17条 特定の建設工事に係る共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）は、資格者名簿に登載された者（経常建設共同企業体を除く。）をもって構成する。
- 2 前項の規定により特定建設工事共同企業体を構成した者は、資格審査を受けようとするときは、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長が別に定める期間内に提出しなければならない。
 - (1) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第7号）
 - (2) 委任状（様式第5号）
 - (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
 - (4) 各構成員の身分証明書の写し
 - 3 第4条第2項、第8条第1項、第9条及び第14条の規定は、特定建設工事共同企業体について準用する。

(随意契約を希望する者の申出)

第18条 第6条第1項及び第3項の規定による資格審査の申請があったときは、併せて随意契約の方法による契約の締結を希望する申出があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
(建設工事請負指名業者選定規程の廃止)
- 2 飯能市建設工事請負指名業者選定規程(昭和39年規程第5号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に旧規程により資格者名簿に登載されている者は、この飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程により資格者名簿に登載されたものとみなす。

附 則(平成13年告示第23号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第8号)

この告示は、公布の日から施行し、平成15年度分の資格審査の申請をするものから適用する。

附 則(平成14年告示第90号)

この告示は、平成14年5月15日から施行する。

附 則(平成16年告示第240号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年告示第161号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年告示第309号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第369号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年度分の資格審査の申請をするものから適用する。

附 則（平成26年告示第363号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第86号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第104号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第15条関係)

官公需適格組合資格審査数値計算表

組合の名称

NO.	商号又は名称	年間平均完成工事高 (千円)	自己資本額 (千円)	建設業従 事職員数	経営状況 評 点	社会性 評 点
1						
2						
3						
4						
5						
6						
特例適用後数値						

建設工事の種類別年間平均完成工事高					
NO.	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
6					
特例数値					

建設業の種類別技術職員数					
NO.	1級・2級・他	1級・2級・他	1級・2級・他	1級・2級・他	1級・2級・他
1	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
3	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
特例数値	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

様式第2号(第16条関係)

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

年度において飯能市で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約いたします。

(宛先)飯能市長

建設共同企業体の名称 _____

代 表 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

資格審査申請業種

受 付 番 号

様式第3号(第16条関係)

経 常 建 設 共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、_____年 _____月 _____日に成立し、その存続期間は、_____年とする。
ただし、_____年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 _____月を
経過するまでの間は解散することが出来ない。

2 前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することが出来る。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称 _____

住所

商号又は名称 _____

住所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を
代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の施工に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、代表者の名義により、設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 当企業体の構成員は、発注者及び構成員の全員の承認がなければ当企業体が請負建設工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したもののある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は協同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外 社は、上記のとおり共同企業体協定
を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名押

印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代 表	住 所	
	称号又は名称	社印
構成員	代表者氏名	印

	住 所	
構成員	称号又は名称	社印
	代表者氏名	印

	住 所	
構成員	称号又は名称	社印
	代表者氏名	印

様式第4号(第16条関係)

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

飯能市発注に係る工事については、建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のように定める。ただし、工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 建設共同企業体の名称 _____
- 2 出資の割合
- | | | |
|--------|-------|---------|
| 商号又は名称 | _____ | _____ % |
| 商号又は名称 | _____ | _____ % |
| 商号又は名称 | _____ | _____ % |

_____ 外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書を _____ 通作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

代表	住 所	
	称号又は名称	社印
構成員	代表者氏名	印

構成員	住 所	
	称号又は名称	社印
	代表者氏名	印

構成員	住 所	
	称号又は名称	社印
	代表者氏名	印

様式第5号(第16条関係)

委 任 状

年 月 日

(宛先)飯能市長

所 在 地
委任者 商号又は名称
代表者氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、
年 月 日から 年 月 日まで、
下記の権限を委任します。

所 在 地
受任者 商号又は名称
代表者氏名 印

記

に係る

- 1 入札及び見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 工事の施工に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 副代理人の専任に関すること。

*本委任状は、受任者の身分証明書を添付すること。

様式第6号(第17条関係)

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先)飯能市長

特定建設工事共同企業体の名称 _____

代 表 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
--------------	------------------------------	---

構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
-------	------------------------------	---

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

記

工事名 _____

様式第7号(第17条関係)

特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、飯能市の発注に係る _____
_____ 工事を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、_____ 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称 _____

所在地

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督員、検査員等と折衝する権

限及び請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき瑕疵があつたときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_社は、上記のとおり_____

特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、飯能市に提出するものとする。

年 月 日

代 表 構 成 員	所 在 地 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名	印
--------------	-----------------------------------	---

構 成 員	所 在 地 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名	印
-------	-----------------------------------	---

様式第8号(第17条関係)

委 任 状

年 月 日

(宛先)飯能市長

所在地
委任者 商号又は名称
代表者氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、年 月 日から 年 月 日まで、下記の権限を委任します。

所在地
受任者 商号又は名称
代表者氏名 印

記

_____に係る

- 1 入札及び見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 工事の施工に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 副代理人の専任に関すること。

*本委任状は、受任者の身分証明書を付けて提出すること。

様式第1号 (第15条関係)

様式第2号 (第16条関係)

様式第3号 (第16条関係)

様式第4号 (第16条関係)

様式第5号 (第16条関係)

様式第6号 (第17条関係)

様式第7号 (第17条関係)

様式第8号 (第17条関係)